

## 資料1-1

## 蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（税率改正）

## 1 改正理由

令和5年12月に策定された「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」においても「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」において示された「令和8年度までの赤字解消」「令和9年度からの保険税水準の統一」の目標年次に変更は無く、また国からの激変緩和措置の終了、高齢化の進展による医療費の増加、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者数の減少などにより、本市国民健康保険財政はさらに厳しい状況になることが見込まれているところである。

このような状況を受けて、本市では同年10月5日、蕨市国民健康保険運営協議会に「蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて」諮問。3回にわたるご審議の結果、12月21日に「被保険者の負担が急激に増加することのないよう、段階的な改定が適当である」との答申を受け、本答申に基づいた税率のとおり改正を行うものである。

## 2 改正内容

		税率	
		現行	改正後
基礎分	所得割	6.4%	6.4%（変更なし）
	資産割	20%	10%
	均等割	21,000円	33,000円
	平等割	6,000円	3,000円
支援分	所得割	2.0%	2.2%
	均等割	12,000円	14,000円
介護分	所得割	1.3%	2.2%
	均等割	11,000円	12,000円

## 3 税率改正により見込まれる調定額の増

単位：円

	令和5年度当初調定額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	調定増加額	調定増加率 (B) / (A)
基礎分	1,093,731,600	1,170,777,000	77,045,400	107.0%
支援分	368,604,000	411,194,000	42,590,000	111.6%
介護分	110,126,900	150,010,000	39,883,100	136.2%
計	1,572,462,500	1,731,981,000	159,518,500	110.1%